

特別徴収のしおり

指定金融機関

株式会社七十七銀行本店及び各支店

収納代理金融機関

石巻商工信用組合 松島支店

仙台農業協同組合 松島支店

株式会社ゆうちょ銀行 仙台支店

●目次

- 1) 特別徴収義務者の指定について
- 2) 特別徴収の取扱いについて
- 3) ゆうちょ銀行指定通知書
- 4) 特別徴収税額差引簿
- 5) 給与所得者異動届出書
- 6) 特別徴収への切替届出書
- 7) 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

宮城県宮城郡松島町財務課税務班

宮城県宮城郡松島町高城字婦命院下一19番地の1

〒 9 8 1 - 0 2 1 5

電 話 0 2 2 - 3 5 4 - 5 7 0 3

特 別 徴 収 義 務 者 殿

松 島 町 長



特 別 徴 収 義 務 者 の 指 定 に つ い て

地方税法第41条、第319条、第321条の4及び第328条の5並びに松島町町税条例第45条第1項及び第53条の6の規定によって、貴殿を町民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定します。

取扱いにご留意のうえ、よろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収の取扱いについて

I 給与所得等に係る特別徴収税額の取り扱い

〔1〕「給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」の交付

この通知書は、特別徴収義務者を經由して、各納税者に交付していただくことになっておりますので、すみやかに各名宛人にお渡しください。

〔2〕給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額（月割額）の徴収及び納入方法

年税額は、本年6月から翌年5月までの12分割になっておりますので、定められた月割額を、毎月の給与支払いの際に徴収してください。なお、第1回目（6月分）の月割額は、6月中に支払われる給与（支払いが翌月になる場合は5月分の給与）から徴収してください。

年税額が均等割額（6,200円）のみのとき、第1回目に全額徴収していただきます。

徴収された月割額は、一括して、翌月10日までに松島町会計課、又は取扱金融機関を通じて納入していただくようお願いいたします。

なお、松島町会計課、又は指定金融機関等（七十七銀行本店及び各支店、石巻商工信用組合松島支店、仙台農業協同組合松島支店）において納入していただく場合は、手数料は必要ありませんが、指定金融機関等以外の金融機関で納入される場合は、手数料が必要となる場合がありますのでご注意ください。

また、地方税共通納税システムを使用いただくと指定金融機関及び収納代理金融機関以外の金融機関からも納入できます。詳細はeLTAXホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）にてご確認ください。

〔3〕納税者に異動（退職・休職・転勤等）があった場合

納税者が、退職・休職・転勤等をされた場合は、その翌月からの月割額は徴収していただくことができなくなりますので、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に所要事項をご記入のうえ（転勤の場合は新勤務先を經由して）、当町へご提出ください。

なお、退職・休職等の場合には、本人の了解を得て、異動の際に最終給与から「残りの月割額全部を繰上げ徴収（一括徴収）」し納入していただくよう、特にお願いいたします。

1月1日から4月30日までの間に退職した者に残税額がある場合は、法律によって、一括徴収することが義務づけられています（地方税法第321条の5第2項）。

〔４〕特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りが発見されたり、税額が変更された場合は、当方より「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付いたしますので、それ以降の徴収額（月割額）はその通知書の金額に変更してください。

Ⅱ 退職所得に係る特別徴収の取り扱い

〔１〕特別徴収・分離課税

納税者の退職により退職金を支払う場合、他の所得と分離し、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）がその退職所得に応じた町民税・県民税を算出し、退職金からその税額を差し引いて納入していただくことになっています。

〔２〕納期限と納付書

徴収した月の翌月１０日までに、別綴の納入書の退職所得欄に徴収額を記載して納入してください。

なお、納入書裏面の「納入申告書」に退職金の内訳等の記載も必要ですのでご注意ください。

〔３〕課税されない退職手当

（ア）死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給される場合。

（イ）生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合。

〔４〕税額の計算

退職所得に対する住民税額は、以下のとおりの計算となります。

<住民税額計算の流れ>

①退職所得の金額

$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \text{ (※1)}$ 〔1,000円未満の端数は切り捨てます〕

②退職所得控除額の計算

勤続年数 (1年未満の端数は切り上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たない場合は、80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※障害者になったことにより退職したと認められる場合は、さらに100万円加算します。

③特別徴収すべき税額の計算方法

退職所得の金額	×	税率		＝	特別徴収すべき税額(※2)	
		町民税 6%	県民税 4%		町民税額	県民税額

※1 勤続年数が5年以内の法人役員等については、1/2を乗じる措置を廃止した上で計算します。
令和4年1月1日以後、勤続年数が5年以内の役員等以外については、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については、この1/2を乗じる措置を廃止した上で計算します。
〔「役員等」とは、法人税法第2条第15項に規定する役員、国会議員及び地方議会議員、国家公務員及び地方公務員をいいます。〕

※2 特別徴収すべき税額(町民税額・県民税額)に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ端数を切り捨てます。

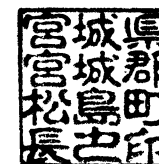
① 指定通知書

株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局を利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行又は郵便局名を記載のうえ、当初納入される際に提出してください。

年 月 日

様

宮城県宮城郡松島町長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当町の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので、ご通知します。

口座番号 02210-9-960068

加入者名 松島町会計管理者

取りまとめセンター 仙台貯金事務センター（〒980-8794）

(記載例) 令和 年度給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額差引簿

異動月日	異動者氏名	異 動 事 由	6 月 分	7 月 分	8 月 分	9 月 分	10 月 分	11 月 分	12 月 分	1 月 分	2 月 分	3 月 分	4 月 分	5 月 分
5月12日	日本太郎 外 9 名	特別徴収税額 通知書による	99,100	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400	98,400
6月9日	山田一郎 外 名	転勤による	△8,700	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600	△7,600
10月27日	小林花子 外 名	退職により 一括徴収					42,700	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100	△6,100
12月8日	鈴木一男 外 名	所得更正による							1,000	900	900	900	900	900
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
月 日	外 名													
合 計			90,400	90,800	90,800	90,800	133,500	84,700	85,700	85,600	85,600	85,600	85,600	85,600
納 入 月 日			7月10日	8月12日	9月10日	10月10日	11月10日	12月10日	1月13日	2月10日	3月10日	4月10日	5月11日	6月10日

令和 年度給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額差引簿

[illegible]

※
年 度

理由	3. 普通徴収の場合	※市町村記入欄	
	右から 番号を 記入 1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書 特 別 徴 収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
	特別徴収義務者 指 定 番 号		
	宛 名 番 号		
	担 連 当 絡 者 先	所 属 氏 名	
	電 話	内線 ()	

年 月 日 松 島 町 長 様	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒									
		フリガナ										
		氏名又は名称										
		個 人 番 号 又は法人番号										

給 与 所 得 者	フリガナ					(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法						
	氏 名																
	生 年 月 日	年	月	日													
	個 人 番 号																
	受給者番号																
	1 月 1 日 現在の住所																
異 動 後 の 住 所					円	円	円	年 月 日	☐ 1. 退職 ☐ 2. 転職 ☐ 3. 休業 ☐ 4. 死亡 ☐ 5. 支払少額 ☐ 6. 組合 ☐ 7. その他 (事由・理由)	☐ 1. 特別徴収継続 ☐ 2. 一括徴収 ☐ 3. 普通徴収 (本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 円を ☐ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規										法人番号											
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属										
	フリガナ												氏 名										
	氏名又は名称												電 話	内線 ()									
												受給者番号											
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	☐ 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要									

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、 ☐ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。	
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため								徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		
		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								月 日	円		

3. 普通徴収の場合												※市町村記入欄
理 由	☐ 右から 番号を 記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										

ご注意
1 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の
2 ※印の欄は、記載しないでください。
 通知書に記載された宛名番号を記載してください。

特別徴収への切替届出書

(宛先) 松島町長 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	フリガナ											特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	
		名 称 (氏 名)											納入書の要否 ※新規事業所のみ	要 ・ 不 要	
		所在地 (住 所)	〒										担 当 者	係	
		法人番号												氏名	
												電話			

給 与 所 得 者	フリガナ			生 年 月 日	年 月 日	年 税 額 (普通徴収税額)	納 付 済 額 (納期限到来分)	特別徴収への切替額
	氏 名					①	②	
	住 所					円	期から 期まで	円
	通知書番号		徴 収 開 始 年 月	(年 月分 日 納期限分)				
	就職年月日	年 月 日	受給者番号				円	

- 注意
- 1 希望がある場合は、給与所得者（以下、本人という）の課税されている市町村へ提出してください。
（現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。）
 - 2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。
 - 3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。
 - 4 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

市町村記入欄	
--------	--

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

年　月　日 松島町長様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号 —								
		名　称									
		法人番号									
		特別徴収義務者指定番号									
		連絡者の係及び氏名並びにその電話番号	係氏名								
			電話	() —							

変 更 理 由	1.所在地変更 2.名称変更 3.送付先変更 4.合併 5.その他()	変更年月日	年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
所 在 地 (住 所)	〒 -	〒 -	
フリガナ			
ビル名等	方 ビル内	方 ビル内	
フリガナ			
名 称			
電 話	() -	() -	
備 考			

ご注意 ○所在地・ビル名等・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

○会社合併等に伴い指定番号が変更となる場合は、併せて給与所得者異動届出書も必ず提出してください。